

財務大臣 殿

(法人等名)  
(代表者の職 氏 名( ) )

## 財政融資資金長期資金借入申込書

下記の条件により、財政融資資金の借入申込みをします。

## 記

- |    |                                    |  |            |
|----|------------------------------------|--|------------|
| 1  | 借入金額                               | 金  | 円也         |
| 2  | 借入希望年月日                            | 年  | 月 日        |
| 3  | 用 途                                |  |            |
| 4  | 利 率                                | 借入日現在における、約定期間及び元利金の支払方法などに<br>応じ、国債の利回りを基準として財務大臣が定める利率   |            |
| 5  | 借用証書の記番号                           | 第  | 号          |
| 6  | 据置期限                               | 年  | 月 日        |
| 7  | 償還期限                               | 年  | 月 日        |
| 8  | 元利金の支払期日                           | 毎年   | 月 日 及び 月 日 |
| 9  | 元利金の支払方法                           | 「何」 [各支払期日における元金の端数整理単位は<br>円とし、端数は初回に加算する。] の方法によるものとし、各<br>支払期日における元利金の額は、財務大臣から別途送付される財<br>政融資資金貸付金償還年次表によるものとする。 |            |
| 10 | その他この借入金を<br>借り入れた後において<br>遵守すべき事項 | 財政融資資金の管理及び運用の手続に関する規則(昭和49年大<br>蔵省令第42号)に基づき提出する財政融資資金長期資金借用証<br>書の借入条件によるものとする。                                    |            |
| 11 | 債務履行の場所                            | 日本銀行本店   |            |

- 備考
- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。
  - 2 この申込書は、利率見直し貸付け以外の場合に使用すること。
  - 3 「据置期限」の欄には、据置期間がない場合は年月日の空欄箇所に一線を記入すること。
  - 4 「元利金の支払方法」中「何」の箇所には、財務大臣が定める支払方法を記入すること。ただし、財務大臣が元金の償還について不均等償還の方法によると認められたものについては、「元利金の支払方法」の欄は、「別添の財政融資資金貸付金償還年次表によって支払うものとする。」と書き換え、財政融資資金貸付金償還年次表を添付すること。